

第4 水域別環境基準水域類型の指定について

県内の公共用水域における環境基準の水域類型の指定状況は、次のとおりである。

○環境庁告示第27号（平成10年6月1日）

水 域	該当類型	達成期間
多摩川上流(1)（和田橋より上流。ただし、小河内ダム貯水池（奥多摩湖）（全域）に係る部分を除く。）	AA	イ

（注） 達成期間は次のとおりとする。

「イ」は、直ちに達成

○環境庁告示第21号（昭和48年3月31日）

水 域	該当類型	達成期間
相模川上流(1)(柄杓流川合流点より上流)	AA	イ
相模川上流(2)(柄杓流川合流点から相模湖大橋(相模ダム)まで)	A	ハ
富士川(1)(塩川合流点より上流)	AA	イ
富士川(2)(塩川合流点から笛吹川合流点まで)	A	イ
富士川(3)(笛吹川合流点から身延橋まで)	A	ハ
富士川(4)(身延橋より下流)	A	ロ

（注） 達成期間の分類は次のとおりとする。

(1) 「イ」は、直ちに達成

(2) 「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成

(3) 「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成

○山梨県告示第153号（昭和49年4月1日）

改正 山梨県告示第131号の4（平成7年3月30日）

水 域	該当類型	達成期間
笛吹川上流（亀甲橋より上流）	A	イ
笛吹川下流（亀甲橋より下流）	A	ハ
荒川上流（亀沢川合流点より上流）	AA	イ
荒川下流（亀沢川合流点より下流）	B	ハ
濁川（全域）	C	ハ
鎌田川（笛吹川右岸に合流するものの全域）	B	ハ
平等川（全域）	B	イ
重川（全域）	B	イ
日川（全域）	A	イ
滝沢川（全域）	B	イ
黒沢川（塩川に合流するものの全域）	C	ハ
鶴川（全域）	A	イ
笹子川（全域）	A	イ

水 域	該当類型	達成期間
朝日川（全域）	A	イ
柄杓流川（全域）	A	ハ
宮川（相模川に合流するものの全域）	B	ロ
山中湖（全域）	湖沼A	イ
河口湖（全域）	湖沼A	イ
西湖（全域）	湖沼A	イ
精進湖（全域）	湖沼A	イ
本栖湖（全域）	湖沼AA	イ

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。

- (1) 「イ」は、直ちに達成
- (2) 「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成
- (3) 「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成